

川口市生活介護きじばと重要事項説明書

〔令和6年7月1日現在〕

あなたに対する生活介護サービス提供開始にあたり、社会福祉法第76条及び川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成29年12月26日条例第63号）に基づいて本事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1 サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人川口市社会福祉事業団
所在地	埼玉県川口市大字赤井1055番地
電話番号	048(229)3387
代表者氏名	理事長 池田 誠
設立年月	昭和59年4月1日

2 利用施設

事業所の種類	指定生活介護
事業所の名称	川口市生活介護きじばと
事業所の所在地	埼玉県川口市八幡木1丁目19番地の5
連絡先	電話番号 048(287)1200 FAX 048(299)2001
管理者	荒川 雅和
サービス管理責任者	荒川 雅和
サービスの実施地域	川口市
主たる対象者	特定なし
定員	30名
開設年月日	平成23年11月1日
事業所番号	1110201173

3 サービスの目的・運営方針

目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要な指定生活介護サービスを適切に行います。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな生活介護サービスの提供。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	鉄骨造 2階建
	敷地面積	944.88 m ²
	延べ床面積	737.50 m ² うち生活介護事業所部分 2階342.11 m ²

(2) 主な設備

	部屋数	備考
訓練・作業室	2室	
多目的室	1室	
相談室	1室	
医務室兼静養室	1室	
事務室	1室	
トイレ	4箇所	男女各1箇所、身障者用1箇所 来客用1箇所
洗面設備	1箇所	洗面台2

本事業所では、市条例の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5 サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1		1			0.5	
サービス管理責任者	1		1			0.5	
生活支援員	9	9				9.0	
医 師	1			1		0.1	
看護職員	1	1				1.0	

本事業所では、県条例の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。ただし、基準を下回らない範囲で変動することがあります。

※ 常勤換算とは … 職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を本事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週38時間45分）で除した数です。

(1) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管 理 者	正規の勤務時間帯（午前8時30から午後5時15分）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（午前8時30から午後5時15分）
生活支援員	正規の勤務時間帯（午前8時30から午後5時15分）
看護職員	正規の勤務時間帯（午前8時30から午後5時15分）
施設職員	必要に応じて

(2) 営業日と営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日（国民の祝日・休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く）
営業時間	午前9時から午後5時

6 サービス提供の内容

(1) サービスの概要

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

(2) 介護給付費等対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
介 護	利用者の心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。
食 事	食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、年齢及び障害の特性に応じた献立を作成し、適切な栄養量及び内容の食事提供を行います。
排 泄	排泄の自立について必要な援助を行います。また、おむつを使用せざるを得ない利用者については、適切に交換をいたします。
着替え・整容等	離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行います。
生産活動	生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需要状況等を考慮して行うよう努めます。
健康管理	利用者の健康状態に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。また、緊急時必要により、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。

7 利用料金

(1) 介護給付費等対象サービス内容の料金

介護給付費等によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費等の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市（町・村）から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

① 生活介護サービス利用料金

	3時間未満		3時間以上4時間未満		4時間以上5時間未満	
	1日あたりの基本利用料	1日あたりの自己負担額	1日あたりの基本利用料	1日あたりの自己負担額	1日あたりの基本利用料	1日あたりの自己負担額
区分6	4,594円	460円	5,888円	589円	7,066円	707円
区分5	3,405円	341円	4,371円	438円	5,241円	525円
区分4	2,334円	234円	3,002円	301円	3,596円	360円
区分3	2,090円	209円	2,684円	269円	3,204円	321円
区分2以下	1,899円	190円	2,419円	242円	2,907円	291円

	5時間以上6時間未満		6時間以上7時間未満		7時間以上8時間未満	
	1日あたりの基本利用料	1日あたりの自己負担額	1日あたりの基本利用料	1日あたりの自己負担額	1日あたりの基本利用料	1日あたりの自己負担額
区分6	8,243円	825円	11,469円	1,147円	11,777円	1,178円
区分5	6,111円	612円	8,530円	853円	8,742円	875円
区分4	4,190円	419円	5,835円	584円	5,984円	599円
区分3	3,745円	375円	5,220円	522円	5,358円	536円
区分2以下	3,395円	340円	4,742円	475円	4,859円	486円

※地域区分別1単位の額 10.61円

② 加算費用

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

	1日あたりの利用料	1日あたりの自己負担額	算定加算
人員配置体制加算(Ⅳ)	392円	40円	*
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	159円	16円	○
常勤看護職員等配置加算	254円	26円	*
初期加算	318円	32円	*
訪問支援特別加算(1時間未満)	1,984円	199円	*
訪問支援特別加算(1時間以上)	2,970円	297円	*
欠席時対応加算	997円	100円	*
食事提供体制加算	318円	32円	○
送迎加算(片道)	519円	52円	○
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき基本利用料に各種加算を加えた総額の6.7%		○

※ ○印については、要件を満たしているため加算を算定させていただきます。

※ *印については、要件を満たした場合に、その都度加算を算定させていただきます。

③ 介護給付費等対象外サービス内容及び料金

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 ※市(町・村)が定める利用者の所得区分により食材料費のみ(食事提供体制加算対象者)とする場合は食材料費のみの負担	1食あたり500円 ※食材料費(320円)
創作的活動・及	創作的活動及び生産活動等を行う上でかかる費用で、負	実費

び生産活動等	担して頂くことが適当であるものに係る費用を負担いただきます。	
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実 費

※ 月ごとの集計を埼玉県国民健康保険団体連合会への請求と振り分ける関係から、1日あたりの単価は1円単位で変動する場合があります。予めご了承ください。

(2) キャンセル料

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用日の当日午前8時45分までにご連絡いただいた場合	無 料
ご利用日の当日午前8時45分までにご連絡がなかった場合	ご利用日当日分の昼食費500円 ※食材料費(320円)

※は各市町村が定める利用者の所得区分により食材料費のみとする場合(食事提供体制加算対象者)

(3) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)の料金は1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、請求を受けた日から20日以内に以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 本事業所窓口での現金支払い
- ② 下記指定口座への振込み 青木信用金庫 鳩ヶ谷支店 普通預金 口座番号5038359
- ③ 金融機関口座からの口座振替 集金代行委託業者による口座振替

8 利用者の記録及び情報の管理等

- (1) 利用者へのサービス向上に関する、事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整、及び緊急時における医療機関等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※ 閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9時から午後5時です。

- (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、市(町・村)及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに身元引受人や医療機関への連絡等を行います。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、身元引受人等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

11 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

本事業所 ご利用相談窓口	苦情解決責任者 管理者 荒川 雅和
	苦情受付担当者 神 雄一
	ご利用時間 午前9時から午後5時
	電話番号 048(287)1200
	F A X 048(299)2001

(2) 第三者委員(福祉サービスの苦情解決制度)

当施設では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員(福祉サービス調整委員)として選任し、地域住民の立場から当施設のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当施設への苦情やご意見を第三者委員(福祉サービス調整委員)に相談することもできます。

第三者委員氏名	経 歴	連絡先
---------	-----	-----

すがわら ひろたか 菅原啓高	・弁護士	【事務所】 048-240-0725
えぐり りゅうぞう 江口隆三	・川口市民生委員児童委員協議会 ・中央地区民生委員児童委員協議会 会長	048-252-3711
かさらは ひろし 笠原博	・川口地区保護司会副会長	048-266-1883

第三者委員（福祉サービスの苦情解決制度）を利用するには施設の担当者または本部事務局へご相談ください。始めに、苦情受付担当者が相談に応じます。

直接言いづらい、解決されないなど、施設と利用者との話し合いで解決できない問題について、この制度の利用を希望する場合、職員にその旨をお伝えいただくか、本部事務局へご相談ください。施設の担当者または本部事務局から第三者委員（福祉サービス調整委員）へ連絡・調整をして、解決を図ります。

本部事務局	所在地 川口市大字赤井1055番地 電話番号 048-229-3387
-------	--

(3) 行政機関その他苦情受付機関

川口市役所 障害福祉課	所在地：埼玉県川口市青木2-1-1 電話番号：048(258)1110
埼玉県運営 適正化委員会	所在地：埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階 電話番号：048(822)1243 FAX：048(822)1406

1.2 虐待防止のための措置

当施設は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者及び相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	虐待解決責任者 管理者 荒川 雅和 虐待受付担当者 武石 美那子 ご利用時間 平日 9:00～17:00 電話番号 048(287)1200 FAX 048(299)2001
	川口市障害者虐待防止センター(川口市役所障害福祉課内) ご利用時間 平日 8:30～17:15 相談専用電話 048(259)7926(直通) FAX 048(259)7943 夜間及び休日の相談・通報について 川口市役所 048(258)1110(代表)までご連絡ください。

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(3) 虐待防止するための対策を検討する委員会を年1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

1.3 身体拘束等の禁止

当施設は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合には必要な事項を記録します。

(2) 身体拘束等の適正化を検討する委員会を年に1回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

(3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備しています。

(4) 身体拘束等の適正化のための研修を実施しています。

1.4 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生において、利用者に対する障害福祉サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。

- (1) 従事者に対し業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的実施しています。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っています。

1.5 衛生管理

感染症が発生、まん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 感染症及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従事者に周知徹底を図っています。
- (2) 感染症のまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症のまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

1.6 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 厚生会 埼玉厚生病院		
医院長名	田平 芳寛		
所在地	埼玉県川口市南鳩ヶ谷6-5-5		
電話番号	048(281)7611		
診療科	内科、整形外科等	入院設備	あり

1.7 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	自動火災報知機 有 誘導灯 有 ガス漏れ報知機 有 非常通報装置 有 消火器 有 カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 (その他・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等)
平時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、年2回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防火管理者	消防署への届出日： 令和〇年〇月 防火管理者： 〇〇〇〇

1.8 提供するサービスの第三者評価の実施状況

評価の実施状況	1 あり	実施日	年 月 日
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
② なし			

1.9 本事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	施設の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全室禁煙です。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
利用・管理	共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をお願いします。 利用者は、主治の医師からの指示事項等がある場合には、必ず申し出てください。 けんか、口論、中傷その他、他人の迷惑となるような行為をしないでください。 その他管理上必要な指示に従ってください。

令和 年 月 日

川口市生活介護きじばとの利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：川口市生活介護きじばと
説明者職名：サービス管理責任者 氏名：荒川 雅和

私は、本書面に基づいて事業者から川口市生活介護きじばとの利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

法定代理人 () 住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人 住 所 _____

氏 名 _____ 印